

建築基準法第43条
(敷地等と道路との関係)
に関する取扱い

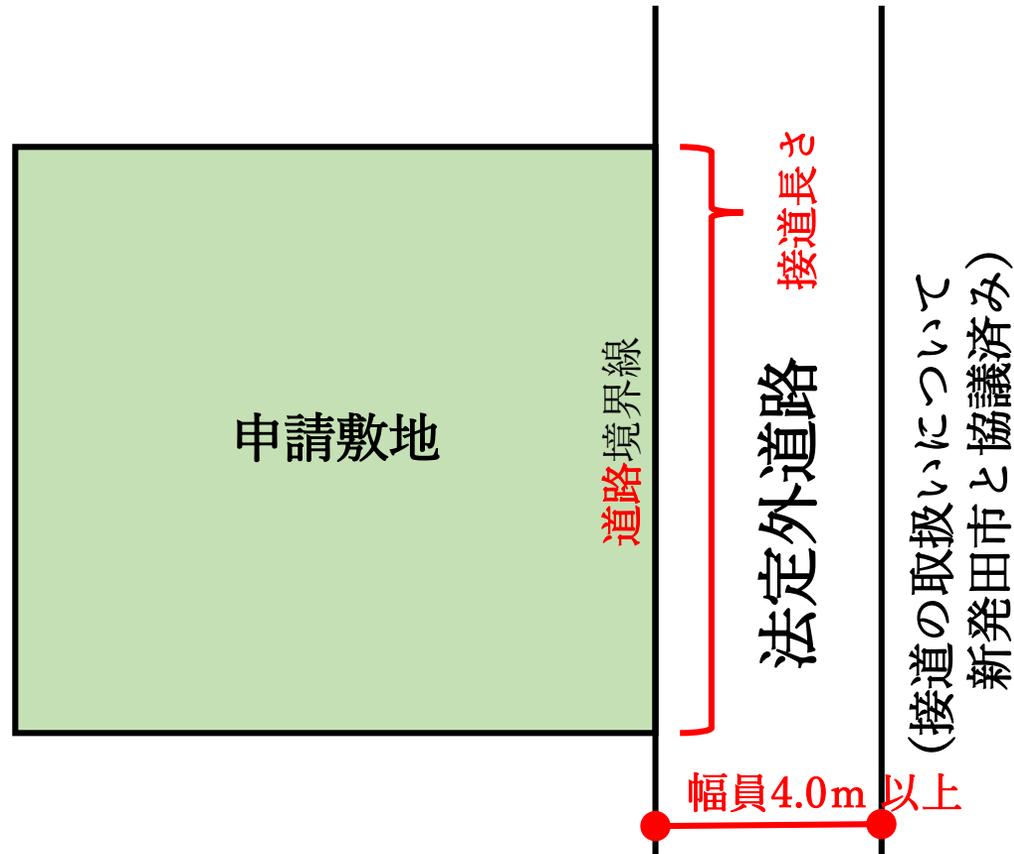
建築基準法第43条に関する取扱い

- (1) 幅員4.0m以上の公共の用に供する道に敷地が接する場合
※ 赤道・農道・河川管理用通路等で、所有者からの承諾や同意を必要としないもの
- (2) 道路と敷地の間に河川等がある場合
※ 水路所有者から占用許可等が取得できているものに限る

この2点は、同法第43条の規定について、交通上、安全上、防火上及び衛生上、明らかに支障がないため、「**接道している**」ものとして取扱う。

建築基準法第43条に関する取扱い

(1) 幅員4.0m以上の公共の用に供する道に敷地が接する場合



申請書第3面の記載例

法定外通路の幅員4.0m、接道長さ10.0m
用途地域：第1種住居地域
指定容積率200%、建蔽率60%の場合

【6.道路】

【1.幅員】 4.00m

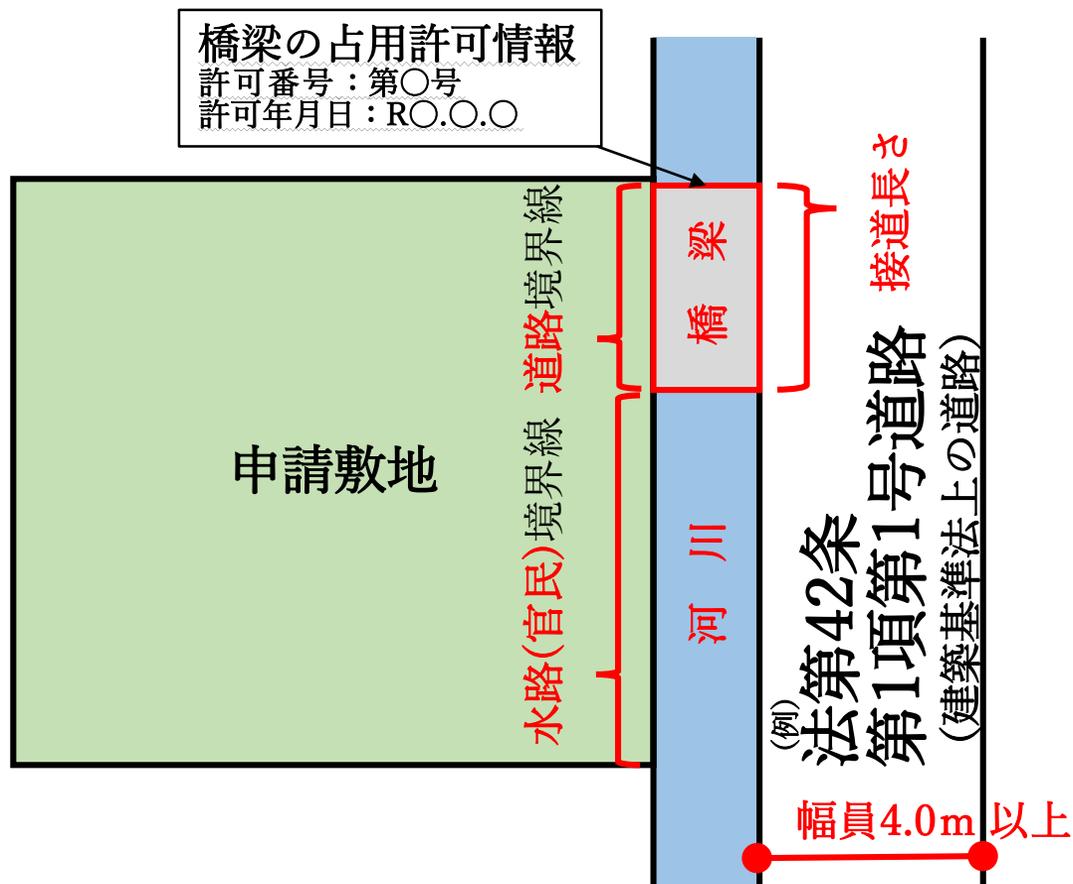
【2.接道長さ】 10.0m

【7.敷地面積】

【8.容積率】 160%

建築基準法第43条に関する取扱い

(2) 道路と敷地の上に河川等がある場合



申請書第3面の記載例

道路(法42-1-1)幅員4.0m、橋梁の幅4.0m
用途地域: 第1種住居地域
指定容積率200%、建蔽率60%の場合

【6.道路】

【イ.幅員】	4.00m
【ロ.接道長さ】	4.00m

【7.敷地面積】

【ハ.容積率】	160%
---------	------